

輸入禁止品に関する農林水産大臣の許可手続実施要綱（平成10年3月30日付け10農産第2441号農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前												
<p>（輸入禁止品から分離又は生成された微生物、動物、植物等の輸入許可条件の解除）</p> <p>第18 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 植物防疫所長は、2項の審査の結果、申請された許可条件解除対象物が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請された許可条件解除対象物の許可条件を解除することができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号。以下「規程」という。）第9条に掲げる物であること。</p> <p>（3）植物防疫法施行規則別表1の第1の2の項及び第2の2の項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する有害動物及び有害植物を指定する件（平成23年農林水産省告示第542号。別表1において「大臣が指定する有害動植物」という。）の1の表の2の項及び2の表の2の項に掲げるものであること。</p> <p>（4）（略）</p> <p>5・6 （略）</p> <p>別表1（第2の1項及び第3関係）</p> <p>輸入禁止品の区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">輸入禁止品のグループ名</th> <th style="text-align: center;">輸入禁止の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>（1）（略） （2）大臣が指定する有害動植物の2の表の1の項の（4）の寄生植物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	輸入禁止品のグループ名	輸入禁止の対象	A	（1）（略） （2）大臣が指定する有害動植物の2の表の1の項の（4）の寄生植物	（略）	（略）	<p>（輸入禁止品から分離又は生成された微生物、動物、植物等の輸入許可条件の解除）</p> <p>第18 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 植物防疫所長は、2項の審査の結果、申請された許可条件解除対象物が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請された許可条件解除対象物の許可条件を解除することができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）第9条に掲げる物であること。</p> <p>（3）植物防疫法施行規則別表1の第1の2の項及び第2の2の項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する有害動物及び有害植物を指定する件（平成23年3月7日農林水産省告示第542号）1の表の2の項及び2の表の2の項に掲げるものであること。</p> <p>（4）（略）</p> <p>5・6 （略）</p> <p>別表1（第2の1項及び第3関係）</p> <p>輸入禁止品の区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">輸入禁止品のグループ名</th> <th style="text-align: center;">輸入禁止の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>（1）（略） （2）「植物防疫法施行規則別表1の第1の2の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第2の2の項の農林水産大臣が指定する有害植物」（平成23年3月7日農林水産省告示第542号。以下「大臣が指定する有害動植物」という。）の2の表の1の項の（4）の寄生植物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	輸入禁止品のグループ名	輸入禁止の対象	A	（1）（略） （2）「植物防疫法施行規則別表1の第1の2の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第2の2の項の農林水産大臣が指定する有害植物」（平成23年3月7日農林水産省告示第542号。以下「大臣が指定する有害動植物」という。）の2の表の1の項の（4）の寄生植物	（略）	（略）
輸入禁止品のグループ名	輸入禁止の対象												
A	（1）（略） （2）大臣が指定する有害動植物の2の表の1の項の（4）の寄生植物												
（略）	（略）												
輸入禁止品のグループ名	輸入禁止の対象												
A	（1）（略） （2）「植物防疫法施行規則別表1の第1の2の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第2の2の項の農林水産大臣が指定する有害植物」（平成23年3月7日農林水産省告示第542号。以下「大臣が指定する有害動植物」という。）の2の表の1の項の（4）の寄生植物												
（略）	（略）												

備考 (略)

別表4 (第5の2)
植物防疫所の管轄地域

[門司植物防疫所管内]

都道府県	地域	担当植物防疫所
(略)	(略)	(略)
熊本	全域	福岡支所 熊本空港出張所
(略)	(略)	(略)

別表9 (第18の3項関係)

輸入許可条件の解除に係る検査の方法

区分	対象検疫有害動植物	試験研究等の過程で生成された植物の部分	検査方法
(略)	(略)	(略)	(略)
規則別表2の2に掲げる植物(同表に掲げる基準に適合しているものを除く。)に対する検査の方法	(略)	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)
	<u>Clavibacter nebraskensis</u> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	<u>生植物(種子及び果実を含む。)</u>	全量について、当該植物の生育最盛期に検査を行って本細菌に侵されてい

備考 (略)

別表4 (第5の2)
植物防疫所の管轄地域

[門司植物防疫所管内]

都道府県	地域	担当植物防疫所
(略)	(略)	(略)
熊本	全域	福岡支所 八代出張所
(略)	(略)	(略)

別表9 (第18の3項関係)

輸入許可条件の解除に係る検査の方法

区分	対象検疫有害動植物	試験研究等の過程で生成された植物の部分	検査方法
(略)	(略)	(略)	(略)
規則別表2の2に掲げる植物(同表に掲げる基準に適合しているものを除く。)に対する検査の方法	(略)	(略)	(略)
	<u>Tuta absoluta</u> (トマトキバガ)	<u>生茎葉及び生果実</u>	<u>全量について、当該植物の生育期間中に検査を行って本害虫に侵されていないことを確認する。</u>
	(略)	(略)	(略)
	<u>Clavibacter michiganensis subsp. nebraskensis</u> (トウモロコシ	<u>種子</u>	全量について、採種用の親植物の生育最盛期に検査を行って本細菌に侵さ

			ないことを確認する。
	(略)	(略)	(略)

注1～3 (略)

別記様式7 (第19関係)

(略)

備考(1)・(2) (略)

(3) 輸入許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。

試験研究の用は1、規則第6条の2第1号に係る用は2、同条第2号に係る用は3、同条第3号に係る用は4、同条第4号に係る用は5、同条第5号に係る用は6、同条第6号に係る用は7とする。

別記様式第17 (第20の19項関係)

(略)

備考(1) (略)

(2) 譲受許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。

試験研究の用は1、規則第6条の2第1号に係る用は2、同条第2号に係る用は3、同条第3号に係る用は4、同条第4号に係る用は5、同条第5号に係る用は6、同条第6号に係る用は7とする。

別記様式22 (第21の18関係)

(略)

備考(1) (略)

(2) 利用許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。

試験研究の用は1、規則第6条の2第1号に係る用は2、同条第2号に係る用は3、同条第3号に係る用は4、同条第4号に係る用は5、同条第5号に係る用は6、同条第6号に係る用は7とする。

	葉枯細菌病菌)		れていないことを確認する。
	(略)	(略)	(略)

注1～3 (略)

別記様式7 (第19関係)

(略)

備考(1)・(2) (略)

(3) 輸入許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。

試験研究の用は1、規則第6条の2第1号に係る用は2、同条第2号に係る用は3、同条第3号に係る用は4、同条第4号に係る用は5、同条第5号に係る用は6、同条第6号に係る用は7とする。

別記様式17 (第20の19項)

(略)

備考(1) (略)

(2) 譲受許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。

試験研究の用は1、規則第6条の2第1号に係る用は2、同条第2号に係る用は3、同条第3号に係る用は4、同条第4号に係る用は5、同条第5号に係る用は6、同条第6号に係る用は7とする。

別記様式22 (第21の18関係)

(略)

備考(1) (略)

(2) 利用許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。

試験研究の用は1、規則第6条の2第1号に係る用は2、同条第2号に係る用は3、同条第3号に係る用は4、同条第4号に係る用は5、同条第5号に係る用は6、同条第6号に係る用は7とする。

この通知は、令和8年6月18日から施行する。ただし、別表9 *Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）の項の改正規定は、同年12月17日から施行する。